

3-7 情報倫理教育研究集会

本研究集会は、私立大学における情報倫理教育の振興・普及と授業内容の質的水準を高めることを目的として開催している。本年度は、17年4月に配信した「情報倫理教育e教材2005年版」の更新経緯を説明するとともに、教材の活用方法、コンテンツの充実策、教育効果を高めるための対応策などについて意見交換することにした。なお、本研究集会の企画・運営は、情報倫理教育振興研究委員会が対応した。

(1) 開催要項の決定と実施

プログラムは、e教材の更新内容について説明し、その上で参加教員より使用した感想・意見を踏まえ、e教材の充実と活用方法について理解を深めるため、以下の開催要項を決定した。

平成17年度情報倫理教育研究集会開催要項

1. 日時：平成17年9月6日（火）
2. 会場：立教大学池袋キャンパス7号館
3. 開催趣旨

インターネットの爆発的な普及に伴い、電子メールでの迷惑行為、Webサイトでの詐欺行為、不正アクセスによる情報漏洩、著作権の侵害、文化摩擦など、日常生活において、これまでにないトラブルが顕在化している。情報社会を秩序ある社会とするためには、技術や法制度による対応には限界があり、情報に接する一人ひとりが加害防止、被害防止を自覚できるよう、教育を通じて心に働きかけることが重要である。

当協会では、コンピュータやネットワークを利活用する上での情報の取り扱いを大学教育の中で振興普及するため、10年以上に亘って「情報倫理教育」の研究を続けており、平成16年度には、教員が授業の中で活用可能なeラーニング教材を構築した。同教材は、本研究集会にて寄せられた改善意見・要望を踏まえて見直し、本年4月に更新版を加盟大学・短期大学に配信している。

今回の研究集会では、e教材更新の経緯を説明し、コンテンツの充実と授業方法の向上を目指した教員連携の可能性を検討する。さらに、大学として実施すべき情報倫理教育の範囲と内容を再確認し、本協会として支援可能な事項について模索することになっている。

4. プログラム

13:00 開会、趣旨説明

13:05 「情報倫理教育e教材2005年版」更新の経緯と改善内容の報告

- e教材の使用に伴う感想、意見の紹介
 ※事前に教材を視聴の上、電子メールにて感想を返信。
- 14:00 e教材の効果的な活用方法（モデル的な活用方法の紹介）
- 14:50 教材更新のための仕組み作り（教員連携による教材の充実化）
- 15:05 休憩
- 15:35 「情報倫理教育の教育効果を高めるための対応策」
 ※授業での教育効果を高めるため、大学または社会として対応すべき被害防止、加害防止、被害回復の具体的な取り組み、授業に取り入れることが望ましい体験教育の範囲と内容などについて討議するとともに、今後の本協会としての活動方針について意見交換する。
- 17:30 終了

（２）開催結果

参加者は、37大学、6短期大学の49名であった。事前アンケートの回答を見ると、授業でe教材を使用した方は2名、視聴したが授業では使用していない方が25名、未だ視聴していない方が12名となっている。授業で使用していない理由としては、使用する機会がなかったとの回答が5名、企業作成あるいは学内作成の教材を使用との回答が5名、授業シナリオの検討が不十分、授業で取り入れる体制が整っていないなどの回答が4名となっていた。また、未だ視聴していない理由としては、e教材の配信を知らなかったとの回答が5名であった。当初、授業での感想を踏まえて議論する予定であったが、殆どの参加者が教材を使用していなかったため、更新した教材の内容を説明し、委員による教材活用の事例紹介、教材更新の仕組み作りについての提案を行い、それらを踏まえて情報倫理教育の範囲と内容、教育方法、教材について全体討議を行った。全体討議では、参加者の意見・質問に委員会が答える形式で進められ、以下のような質疑応答があった。

【教材に関する意見・質問】

- ① 教材を一方的に見せるのではなく、授業の中で双方向性を持たせる工夫が必要ではないか。
 ※ 担当教員作成の資料と合わせて学ばせるなどの工夫が必要である。
- ② 学生の理解度をどのように測るべきか。
 ※ テーマ毎に理解度テストなどを実施することが望ましい。
- ③ 個人情報保護の重要性ばかりが喧伝されている。e教材では、保護の必要性とともに、情報活用の有用性に配慮するべきではないか。
 ※ 内容を検証の上、必要があればテーマの中に取り入れる。
- ④ 映像教材は学習効果が高いと思われるので追加作成して欲しい。

※ 予算的に難しい。将来的に作成予算が低廉化されれば検討したい。

【情報倫理教育の位置付け、内容に関する意見・質問】

① 情報倫理教育の位置付けをどのように考えるか

※ 加害防止、被害防止の観点から一人ひとりの内面の規範として情報倫理を推奨している。初等中等教育におけるモラル、マナーではなく、むしろ社会正義として高等教育の中で内面に働きかける教育が必要。

② 情報倫理教育の組み立て方について、行動規範と技術解説とのバランスをどのように考えたらよいか。

※ 情報倫理教育は、インターネットなどの仕組みを理解すること、技術的な問題点と解決策を理解すること、法律に即した使用内容を理解することが必要。一般の社会で違法なことはインターネット社会でも違法であることを教えることが肝心。

③ インターネット社会での影の部分への対応に注力されているが、最先端の技術との関連から解説する必要があるのではないか。例えば、技術革新により可能性が広がり、今までできなかったことができるようになったが、実行してはいけないことがある、と言った光の部分から説きおこすようなアプローチができないか。

※ 技術と倫理の関係は常に検討してゆく必要がある。例えば、ウィルスの作成方法やカードの偽造手口を公開してよいのかなど、授業で取り上げることの影響や加害防止などの面から学生と議論する姿勢が必要ではないか。

開催結果の詳細は、資料編【資料14】を参照されたい。